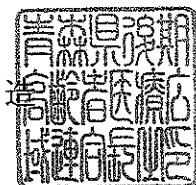


青森県後期高齢者医療広域連合告示第4号

平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合予算について、地方自治法第292条において準用する同法第219条第2項の規定により公表する。

平成20年2月27日

青森県後期高齢者医療広域連合長 佐々木 誠



平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ522,872千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 総務費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 分担金及び負担金		522,700
	1 負担金	522,700
2 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
3 繰入金		153
	1 基金繰入金	153
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		17
	1 預金利子	1
	2 雑入	16
歳 入 合 計		522,872

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議会費		1,364
	1 議会費	1,364
2 総務費		511,508
	1 総務管理費	511,381
	2 選挙費	56
	3 監査委員費	71
3 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		522,872

平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成20年度青森県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ116,816,290千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市町村支出金		19,114,375
	1 市町村負担金	19,114,375
2 国庫支出金		39,293,314
	1 国庫負担金	27,887,391
	2 国庫補助金	11,405,923
3 県支出金		9,487,495
	1 県負担金	9,487,495
4 支払基金交付金		47,663,988
	1 支払基金交付金	47,663,988
5 特別高額医療費共同事業交付金		213,021
	1 特別高額医療費共同事業交付金	213,021
6 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
7 繰入金		834,192
	1 一般会計繰入金	339,837
	2 基金繰入金	494,355
8 県財政安定化基金借入金		209,901
	1 県財政安定化基金借入金	209,901
9 諸収入		3
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
歳	入 合 計	116,816,290

歳 出

款	項	金 額 千円
1 総務費		343,340
	1 総務管理費	343,340
2 保険給付費		115,282,483
	1 療養諸費	113,872,153
	2 高額療養諸費	887,830
	3 その他医療給付費	522,500
3 県財政安定化基金拠出金		110,682
	1 県財政安定化基金拠出金	110,682
4 特別高額医療費共同事業拠出金		213,165
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	213,165
5 保健事業費		278,571
	1 健康保持推進事業費	278,571
6 公債費		1,082
	1 公債費	1,082
7 諸支出金		1
	1 償還金及び還付加算金	1
8 予備費		586,966
	1 予備費	586,966
歳 出	合 計	116,816,290